

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.9. Vol.31

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『配偶者と甥姪 8 名による遺産分割協議案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『遺言書の作成を検討した方がよいケース』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974 年生れ おひつじ座 B 型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

ここ 2 ヶ月ほど続いていた事務所移転・新会社設立に伴う慌たじさがようやく落ち着いてきました。

新会社の税務関係の各種届け出、宅建業免許の申請（現在審査中）を済ませたほか、来客用のテーブルとイス、本棚等の注文も済ませ、仕事環境、オフィス環境の整備にも一定のメドが立ちました。

続いて着手しなければならないのは人材の確保。しかしながら、こればかりはすぐに募集して採用、というわけにはいかないようです。

当事務所、当社の理念に共感してもらえるような人、また、向上心があり、チームとしてシナジーを生むような人と一緒に仕事をして行きたい思います。

★ぜひ営業店の皆様でご覧ください。

<サポート事例>

『配偶者と甥姪 8 名による遺産分割協議案件』

長年個人商店を営みながら伴に連れ添ってきたご主人に先立たれた T.T 様。子供がいないため、相続人は、T.T 様とご主人の亡き兄弟の代襲相続人である甥姪 8 名。遺された自宅・預貯金等の財産は、長い年月をかけて夫婦二人で築いてきた財産ですが、遺産分割協議では疎遠となった甥姪を含めた相続人全員の合意が必要となります。今回当事務所では、相続人 9 名の遺産分割協議、預貯金の解約・払戻し手続き、自宅の相続登記（担当：パートナー司法書士）をサポートさせていただきました。

■「何事もよくやってくれました。感謝しています。」（遺産整理業務 練馬区 T.T 様 77 歳）

—当初、どのようなことでお困りだったのですか？

とにかく初めてのことだったから、何をどうやっていいのかわからなかったです。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

いつも集金に来る（信金の）担当の方に「亡くなった」と一言言ったら、支店長が家に来てくれて、いい方がいらっしやると紹介してくれて。

—何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

金融機関の紹介だから、大丈夫だろうと思って依

つづき↓

<サポート事例>

頼りました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

甥に出した手紙の内容と一緒に考えてくれたり、何事もよくやってくれました。感謝しています。

■「期待以上にスムーズに進みました」（練馬区信用金庫 支店長 H.K 様）

——お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

自分が若い頃集金で回っていた商店の親族の方で、よく知っていたので、担当から「ご主人が亡くなったそうです」と聞いて、何とかTさんの力

になりたいと思って。

——なぜ当事務所を活用しようと思ったのですか？

前の店にいた時、お願いした案件をうまく処理してくれた実績があったので、ご紹介することにしました。

——実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか？

今回も大変よくやってくれました。時間が早かったです。期待以上にスムーズに進みました。分散していた預金についても大半をうちに預けていただきました。

<相談業務引き出しメモ>

『遺言書の作成を検討した方がよいケース』

今回のサポート事例のように、「自分に子供がいない」ケースでは、遺言書を作ってさえいれば遺産分割協議を経ることなく、自宅の相続登記や預貯金の解約・払戻し手続きが可能でした。（被相続人の兄弟姉妹に遺留分はないため。（民 1028 条））

その他にも、遺言書の作成を検討した方がよいケースをいくつか挙げておきます。

- ・配偶者がすでに亡くなっている。
- ・子供が二人以上いる。
- ・同居している子供と別居している子供がいる。
- ・子供が事業を手伝っている。
- ・子供が（介護などの）世話をしてくれている。

- ・海外など遠隔地に住む子供がいる。
- ・子供達への生前贈与の額に差がある。
- ・前妻（前夫）との間に子供がいる。
- ・子供に対し、特定の財産を継がせると口では伝えている。

当事務所ではこれまで様々なケースの相続手続きをサポートして参りましたが、もし遺言書が残されていれば円滑に手続きができたのに……、と思うことが多々あります。

直接の当事者ではない、第三者の方が伝えやすいということもあります。お取引先のお客様との会話の中で、以上のケースに該当するとの話が出たときは、遺言書の作成を進言されてみてはいかがでしょうか。

<編集後記>

先日、取引先信用金庫様が主催する若手経営者塾の卒塾式がありました。1年を通じて、理念経営、財務、マーケティングなどをテーマに講師を呼び、グループディスカッションや発表を通じて同世代の経営者仲間と交流を図るという、とても有意義な企画でした。卒塾式の後、塾生同士で飲み屋に繰り出し、今後も定期的に集まることを約束しました。やはり仲間というのはいいものですね。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。